

第7章 計画の推進体制

1 サービスの適正化と質の向上

(1) サービス提供状況の把握及び改善

介護サービスの担い手の資質の向上に努めます。そのため、県や県社会福祉協議会が行う養成講座等について、広報などを通じて参加の呼びかけを行います。

また、各事業者等に意見を聴き把握した制度上の問題点や介護労働者の勤務状況を把握整理し、機会のあるごとに国・県へ問題を提起しながら、上質なサービスの確保及び内容の一層の向上に努めます。

(2) 介護（予防）給付の適正化の推進

介護サービス事業者の質の向上を図るとともに、保険給付の無駄を削減し、介護サービス利用者にとって真に必要なサービスが適切に提供されるように、介護給付適正化事業（①要介護認定の適正化、②ケアマネジメント等の適正化、③介護報酬請求の適正化）の実施・充実に取り組みます。また、事業に関するマニュアルの作成や結果等についての事業所への情報提供などを行い、給付の適正化をより一層推進します。

さらに、利用者からの苦情への対応や適切な契約締結の推進などに積極的に取り組みます。事業者に対しては、介護サービスは公的サービスであるとの認識を深め、契約締結の際に必要な内容の記載を指導するなど、トラブルの防止に努めます。

(3) ケアマネジャーの資質向上

ケアマネジャーの資質向上により、居宅サービス等の質の向上を図るために、市内のサービス事業所に勤務するケアマネジャーが業務を行う上で必要な情報の伝達や共有、研修等の機会を充実し、専門性を深めます。

また、県の養成講座等への参加の呼びかけや集団指導などを実施し、資質の向上を図ります。

(4) 指導・監査体制の整備

小郡市が事業者指定等の権限を有する地域密着型サービス事業者については、サービス内容に関する適切な審査を行い、事業者の指定を行っていきます。指定した事業者に対しては、指導・監査方針に基づき適切な指導を実施し、必要な場合は監査を実施します。

また、介護保険事業の適正な運営が図れるよう、県が指定権限を有する介護サービス事業者等に対しても、きめ細かな指導・監査等の実施が可能となるよう対応を行っていきます。

さらに、高齢者の権利擁護や虐待防止等の、高齢者の人権に配慮した指導・監査を実施するとともに、集団指導の開催に努め、機会の充実を図ります。

(5) 相談・苦情処理の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できる体制が必要となります。

このため、市民が気軽に相談できる環境づくりを図るため、月2回の出張相談窓口の開催（平日及び日曜日）を計画し、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険課、地域包括支援センターや小郡市在宅介護支援センターの相談窓口だけでなく、市内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生委員・児童委員など、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。

2 関係機関との連携

(1) 市関係部局の連携

小郡市が取り組む各種事業の展開にあたっては、高齢者福祉の視点を持つことが必要です。そのため、市の関係部局が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを推進します。

高齢者の自立支援や各種事業の展開を計画的・総合的に進めるとともに、計画の円滑な推進に向けて、各関係部局の連携を密にし、目標の実現に努めます。

(2) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域包括ケアシステムを推進していくためには、地域の福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、地域で身近な総合相談・支援の機能を果たす、地域包括支援センターの持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターの運営を担う人材の育成と確保に努め、機能充実を図っていきます。

(3) 小郡市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉活動を目的とし、地域における福祉の担い手としての市民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、各種の相談業務、福祉サービスの提供を行っています。今後は、さらに地域に根ざした組織としての確立を支援してまいります。

また、行政とのつながりも深く、地域と行政との調整役としての役割をさらに強化できるよう、さらなる連携を図ります。

3 計画の進行管理及び点検

本計画の進行状況を把握・管理するために、小郡市老人福祉計画作成協議会において、高齢者福祉、介護保険の各事業における毎年の実行状況を整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

その内容は以下の通りです。

- 在宅高齢者福祉サービス、介護サービスの提供状況についての評価
- 質的な観点や地域の保健・医療・福祉の関係者の意見を反映すること

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、その結果を毎年度とりまとめ、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

4 計画の周知

本計画の内容や小郡市の高齢者福祉事業などについて、対象となる高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用して、広報・PR活動に取り組みます。

また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。